

令和 7 年第 3 回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 午前 9 時 30 分～10 時 55 分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員（ 9 名 ）

1 番		2 番	南原	奈美子
3 番	赤崎	敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野	浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内	美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元	兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員（ 24 名 ）

11 番	下田	保幸	12 番	兒玉	伸一郎	13 番	野間	菊昭
14 番	池之野	智幸	15 番	久保	蘭 貴政	16 番	水流	新藏
17 番	内村	正二	18 番	宮田	裕司	19 番	竹井	好博
20 番	長福	次美	21 番	田上	政喜	22 番	徳留	伸一
23 番	東條	好廣	24 番	平島	賢一	25 番	大野	恵美
26 番	堀之内	睦	27 番	上屋敷	守	28 番	大迫	勝哉
29 番	竹之内	重則	30 番	山口	治幸	31 番	狩宿	悦男
32 番	宮脇	純久	33 番			34 番	坂元	智一
35 番	村上	一徳						

(3) 職員（ 6 名 ）

事務局長	松山	明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野	好文
農地係主査	堀口	浩二
農地係主査	下牧瀬	嘉子
担い手支援室担い手支援係長	下大迫	誠
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員（ 1 名 ）

1 番 吉留 義晃

5 会次第

- | | | |
|-------------|------------------------------|----------|
| (1) 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可（農委）申請について | (4 件) |
| (2) 議案第 2 号 | 農地法第 5 条許可申請について | (4 件) |
| (3) 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (31 件) |
| (4) 議案第 4 号 | 非農地証明願について | (2 件) |
| (5) 議案第 5 号 | 農作業標準賃金について | (1 件) |
| (6) 議案第 6 号 | 農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供 | (1 件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和 7 年第 3 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、1 番吉留委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち、33 番肝付委員より欠席の申し出があり、30 番山口委員より遅れる旨の申し出（10 時 30 分頃着席）がありました。現在、23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、5 番前野浩司委員、6 番満園和徳委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 3-1 番 所在：虎居字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、415 m²、所在：虎居字 [] 番 2、畑、農振農用地区域外、1,067 m²、所在：虎居字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、642 m²、所在：虎居字 [] 番 5、畑、農振農用地区域内、2,050 m²、所在：虎居字 [] 番 1、畑、農振農用地区域内、2,965 m²、所在：虎居字 [] 番 3、畑、農振農用地区域内、2,165 m²、所在：虎居字 [] 番 4、畑、農振農用地区域内、1,470 m²、所在：虎居字 [] 番 5、畑、農振農用地区域内、1,294 m²、贈与による所有権移転 3-2 番 所在：白男川字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,046 m²、売買による所有権移転 3-3 番 所在：白男川字 [] 番、田、農振農用地区域内、2,090 m²、売買によ

事務局
(堀口)

る所有権移転

3-4 番

所在：中津川字 番 2、田、農振農用地区域内、229 m²、売買による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1 番、お願いします。

12 番委員

さんは、今、老人ホームに入られて 94 歳になります。さんは次男で、現在、64 歳で、家は なんですけれども、以前は、に住んでいて、一応、農業を畑でされていて、山林と竹林を管理しています。畑自体も、非常に大きな面積でありますけれども、これをなんとか維持しながらやっていくということで、本人に確認がとれています。以上です。

議長

3-2 番、3 番、お願いします。

17 番委員

3-2 番について、受人の氏は、担い手として営農を行っている専業農家です。また、渡人の氏は、後継者もなく、高齢になり、農作業が困難となり、今回の農地の売買となりました。該当農地は、構造改善区域内であり、境界、進入路、用排水路は問題ありません。また、ここは、現在、氏が耕作している農地であり、管理もいきとどいており、周辺農家との調和も良好でありますことから、何ら問題は無いと判断いたしました。

3-3 番について、受人の氏は、担い手として営農を行っている専業農家です。また、渡人の氏は、後継者として町内に居住してなくて、農地の管理はできないとのことで、今回の農地の売買となりました。該当農地は、構造改善区域内であり、境界、進入路、用排水路は問題ありません。ここは、現在、氏が耕作している農地であり、管理もいきとどいております。周辺農家との調和も良好でありますことから、何ら問題は無いと判断いたしました。皆様の審議方、よろしくお願いいたします。報告を終わります。

議長

3-4 番、お願いします。

事務局
(堀口)

調査をされた肝付推進委員が、本日欠席ですので、調査報告を伺っていますので、私から報告させていただきます。申請地の田につきましては、受人のさんが耕作されている田んぼの隣の田んぼで、さんが所有されている田んぼを通っていかないと行けないということで、これまで、長年、お互い協力をしあいながら、営農されてきたということだったんですけれども、さんが、面積が狭いということと、自分の田んぼの中を通っていくのは、さんは効率が悪いと、お互いに長年、話をされていたようでございます。今回、さんが、ここを引き取って、1 枚の田んぼとして使わせてもらえないかとさんをお願いされてところ、快く売買の方向で、所有権移転の話が進んだということでございます。さんの田んぼも含めて、申請地につきましては、境界もはっきりしており、進入路、用排水についても問題無いということで、報告を受けております。以上です。

議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
4 番委員	3-4 番について、面積の割に、売買の金額が高いように思いますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局 (堀口)	この売買の金額については、何も報告は無かったです。ご本人さん同士の話し合いでこのようになったと、私は受け取っております。
議長	よろしいですか。他には、ございませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。他に無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-1 番から 4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-1 番から 4 番は、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-1 番について説明 3-1 番 所在：柏原字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、864 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：進入路・資材置場用地、施設：進入路・資材置場、施設面積：864 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、進入路・資材置場を設置したい。期間：令和 7 年 5 月から 16 年間 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1 番、お願いします。
27 番委員	いままで、■■■■に行くに、資材置場から道路に出るのに直角に曲がって、荷を積んで出入りしていましたが、今度、ここの畑を借りることによって、直線で■■■■に行けるようになっていきます。境界、進入路、排水等、何ら問題は無いです。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5

議長	条許可申請について」の 3-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-1 番は、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-2 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-2 番について説明 3-2 番 所在：広瀬字 番 6、畑、農振農用地区域外、13 m²、地種：第 2 種農地、所在：広瀬字 番 7、農振農用地区域外、597 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：463.27 m²、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：463.27 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、農地以外の土地（344 番 3、山林）を一体的に利用して、太陽光発電施設を設置したい。期間：令和 7 年 5 月から 30 年間 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-2 番、お願いします。
14 番委員	15 ページをご覧ください。申請地は、住宅地の中にある畑で、20 年くらい耕作していない畑です。周りに畑や田んぼが無く、太陽光発電施設を設置しても何ら問題は無いと思います。境界、進入路は問題無く、排水も浸透枡を設置して対処されるそうです。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	3-1 番もですが、農地を借りて転用して、16 年、30 年経ったあと、撤去しても、地目は雑種地で、農業委員会とは関わらないということになりますか。
事務局 (片野)	一応、地上権設定の期間が設定してありまして、当然、地目を変えられると思いますので、その地目になり、契約期間が満了したあと、延長もできるようですが、もし、返された場合、そのままの状態でしたら、雑種地になると思います。また、畑に戻されることがあれば、農地法に関係してくるんですが、現状が今の状態のままでしたら、地目は変更された地目のままと考えております。

議長

よろしいですか。他には、ございませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。他に無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-2番は、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番から4番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番から4番について説明

3-3番

所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,081㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：463.27㎡、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、太陽光発電施設を設置したい。期間：令和7年5月から30年間

3-4番

所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、126㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：463.27㎡、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、太陽光発電施設を設置したい。期間：令和7年5月から30年間

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-3番、4番、お願いします。

16番委員

さきほど、16ページも見ていただきましたように、2筆隣接しておりますので、状況も同様でありますので、まとめて報告をさせていただきます。この話は2年くらい前に相談があったということです。その後、色々なことがありまして、ようやく実現の運びとなったということだそうです。農地はその2年くらい前から耕作は行われておりません。ただ、荒れたらいけないということで、適宜、耕運をされまして、現状でもすばらしい畑の状況が保持されております。そういう所でもありますので、境界、排水等についても特段の問題はありません。転用の理由につきましても、■■■■さんが自分の工場用に自然エネルギーを使いたいということだそうですので、やむを得ないものと理解しておりますので、本件は問題無いものと判断しております。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番から4番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番から4番は、許可することに決定いたしました。

 次に、4ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局
 (下牧瀬) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の4ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明（一部取下げがあった旨の説明を含む）

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。
 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が5件ありますので、その案件を先に審議いたします。
 8ページから9ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-26番から30番を議題といたします。
 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
 (下牧瀬) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の8ページから9ページ、3-26番から30番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは採決いたします。
 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-26番から30番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-26番から30番は、妥当とすることに決定いたします。
 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5ページから10ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。
 事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
 (下牧瀬) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5ページから10ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明（一部取下げがあった旨の説明を含む）

議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、11 ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第4号「非農地証明願について」説明 3-1 番 所在：二渡字 番 7、田、農振農用地区域内、1,101 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地 3-2 番 所在：二渡字 番 1、田、農振農用地区域内、1,169 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。3-1 番、2 番、お願いします。
22 番委員	3-1 番、3-2 番について、ここは構造改善事業が行われて境界等ははっきりしている所なんです、10 年ほど前から集落協定からもはずされて、そのあと誰も耕作していなくて、そのままになっている田であります。両方とも天水田になっていて、水の管理が難しく、こうなっただけです。この周辺も荒れている田んぼが多くて、上のほうから順番にイノシシ対策をやっているところなんですけれども、そういった感じで耕作は難しい所です。3-1 番は葦等が生えていて、耕作するのは難しい状況でした。3-2 番は湿田の状態で、草はそんなに茂っていない状況でした。よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号「非農地証明願について」の3-1 番から2 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の3-1 番から2 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、12 ページ、議案第5号「農作業標準賃金について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局長	議案第5号「農作業標準賃金について」説明

議長	ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 ここでしばらく休憩します。 (農業委員が、所用のため一時退室した。再度、着席までの間、約 5 分間休憩とした。) それでは、再開します。 ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 5 号「農作業標準賃金について」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 5 号「農作業標準賃金について」は、承認することに決定いたします。 次に、13 ページ、議案第 6 号「農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局長	議案第 6 号「農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」について説明
議長	ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
11 番委員	5 号議案と同様に、これも住民の方々にお知らせするんですか。
事務局長	これにつきましても、1 枚の農作業賃金表の下の方に記載して、4 月、又は 5 月に全戸配布し、情報として提供します。これまでもしております。
議長	よろしいですか。他にはございませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第 6 号「農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 6 号「農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」は、承認することに決定いたします。 次に、議題(7)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について(活動事例紹介、アンケート実施依頼など)

事務局

- ・新年度用の活動記録セットについて（配付、説明）
- ・農地集積確認書について（4月25日締め切り）
- ・令和6年度の農地利用最適化交付金（報酬）について（金額など）
- ・農地中間管理事業令和7年度重点地区について（担い手支援室より）
- ・地域計画策定の進捗状況について（担い手支援室より）
- ・前回総会時の質問事項に関する回答（米作付予定、振込明細など）
- ・利用権設定終期到来者への通知依頼について
- ・農地パトロールについて（オレンジカード記録、提出締切7月末）
- ・公務員等の選挙活動について（注意喚起）
- ・資料綴り用ファイルと活動記録綴り用ファイルの配付について
- ・来月の書類等審査の会場について（さつま庁舎で行う）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和7年第3回総会の全てを終
了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員